

# 自動車税環境性能割の税額お問い合わせ方法は次のとおりです

\*2019年10月1日の税制改正により、自動車取得税は廃止され、自動車の燃費性能等に応じて取得時に払う「自動車税環境性能割」が導入されました。

## 依頼方法

- ① 自動車検査証(従来の紙の車検証)または自動車検査証記録事項(\*)を下記FAX番号まで送信ください。  
(※電子車検証と併せて発行されるもの)

058-279-5677(登録予定が岐阜ナンバーの場合)  
0577-36-1402(登録予定が飛騨ナンバーの場合)



自動車税環境性能割の税額照会であること  
“連絡先電話番号” “FAX番号” “担当者名” を記載  
してください。  
※電話回答を希望される場合はその旨記載願います。

## 回答方法

- ② FAXにて順次回答いたします。  
受領後、順次対応しておりますが、回答までにお時間をいただくことがありますのでご了承ください。

※16時半以降の照会につきましては、翌日以降に回答いたします。  
※特殊な自動車(型式不明車、輸入車等)や複数台まとめたの照会及び閉庁日翌日等は回答までに時間を要します。余裕をもってご依頼ください。

★ 自動車検査証等がない場合は以下にご連絡ください。

058-279-3781 内線111

電話

※軽自動車税環境性能割の税額については、(一社)岐阜県自動車  
会議所軽自動車事務所(電話:058-394-0268)へお問い合わせ  
ください。

【このページに関するお問い合わせ先】

岐阜県自動車税事務所 課税審査係

TEL 058-279-3781 内線220・221

